

# しんきんの介護保険

豊橋信用金庫  
預金者の皆様へ



SDGs(持続可能な開発目標)のロゴマークです。  
SDGs(持続可能な開発目標)とは…2015年に国連で採択され、2030年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットからなる国際目標です。

# あんしんサポートプラン

(団体総合生活保険)



## 更新を迎えるご加入者様向け

今回更新いただく内容に一部改定があります。改定内容はP.12のとおりとなりますのでご確認ください。

なんと

そして

つまり

高齢化の進展により、  
**長期にわたる介護・  
ケガのリスクが増加  
しています！**

発生する治療費や  
介護料などの  
**長期的な経済的  
負担が発生します！**

介護やケガによる、  
**突然の長期出費に  
備える必要が  
あります！**

本冊子は「団体総合生活保険」のパンフレット兼重要事項説明書です。お客様のご意向に合致している場合は、本パンフレット、加入依頼書等の内容をご確認ください。また、本保険商品は、ケガで入院したり、亡くなったりした場合等を補償する保険です(病気に関する補償や貯蓄を目的とした保険ではありません)。この保険は、豊橋信用金庫を契約者とし、豊橋信用金庫の預金者を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として豊橋信用金庫が有します。

この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

# あんしんサポートプランの特長

## 介護に関する補償

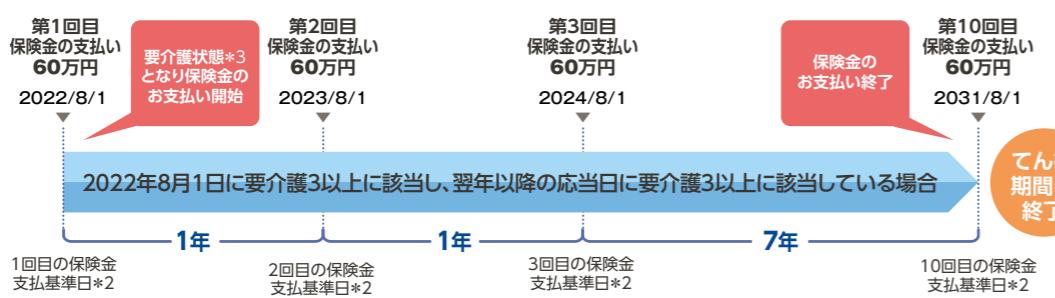


- 保険の対象となる方が公的介護保険制度に基づく要介護3以上になった場合に、最初に要介護状態<sup>\*1</sup>となった日から毎年1回、その日を含めて最大で10年間(10回)にわたり保険金をお支払いします。  
※要介護状態になり、保険金のお支払い事由が発生した場合、年金払介護補償部分については、以降保険料負担はありません。
- 最大600万円の保険金をお受取いただけます。(年額60万円に設定、最長の10年受け取った場合)
- 保険の対象となる方がてん補期間<sup>\*2</sup>中に要介護状態<sup>\*1</sup>から回復した場合(例えば要介護3から要介護2になった場合等)や死亡した場合にはそれ以降の保険金をお支払いせず、保険金がより必要となる状況(要介護状態<sup>\*1</sup>に該当している場合)にのみお支払いすることで、リーズナブルな保険料を実現しています。
- 将来の介護に備えて、預金者ご本人が加入者となり、ご家族を対象とすることができます。預金者ご本人が加入者となることで、加入者本人および加入者のご家族(配偶者、子供、両親、兄弟および同居の親族)を保険の対象とすることが可能です。  
※ご加入できる方等の範囲はP6をご確認ください。
- 加入者のご家族を対象とする場合、代理告知をご利用いただけます。介護補償にご加入いただくには健康状態告知が必要ですが、加入者のご家族(配偶者、子供、両親、兄弟および同居の親族)が加入される場合でも、加入者が代理で告知することで加入手続きが可能です。加入者のご両親が遠方にお住まいの場合でも加入者ご本人を通じて手続きが可能です。
- 認知症になっても安心して生活していただけるよう、「認知症アシスト」サービスが付帯しています。  
※サービスの具体的な内容は、「ご加入者向けサービス」をご参照ください。

### 介護補償(年金払介護)の保険金お支払い方法

#### ご加入例

年金払介護保険金額：60万円、保険期間：1年間(2022年4月1日～2023年4月1日)  
てん補期間<sup>\*1</sup>：10年(10回目の保険金支払基準日<sup>\*2</sup>まで)



※てん補期間<sup>\*1</sup>中の保険金支払基準日<sup>\*2</sup>時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間<sup>\*1</sup>中の保険金支払基準日<sup>\*2</sup>に、再度要介護状態<sup>\*3</sup>に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間<sup>\*1</sup>は1回目の保険金支払基準日<sup>\*2</sup>から通算した期間となります。(例：最初に保険金をお支払した後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態<sup>\*3</sup>に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。)

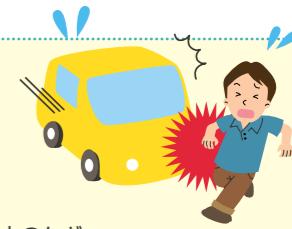
※てん補期間<sup>\*1</sup>中に死亡した後の保険金支払基準日<sup>\*2</sup>においては、保険金をお支払いしません。

\*1 第1回年金払介護保険保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日<sup>\*2</sup>まで)をいいます。

\*2 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態<sup>\*3</sup>に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。

\*3 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

## ケガに関する補償



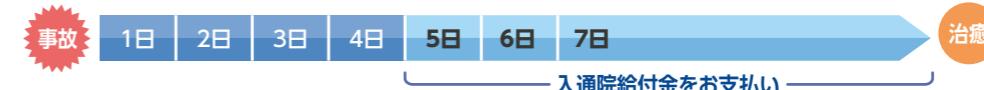
- 国内外での日常生活で起こる「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。  
例 ●交通事故によるケガ ●仕事中のケガ ●家庭内でのケガ ●旅行中のケガ ●スポーツ中のケガ
- 何歳でもご加入いただけます。
- 年齢、性別、職種を問わず保険料は一律です。

死亡・後遺障害保険金	ケガで死亡したり、後遺障害が生じたりした場合に、保険金をお支払いします。
傷害一時金払治療給付金	ケガで入院または通院し、治療日数 <sup>*1</sup> の合計が1日以上4日以内となった場合に給付金をお支払いします。
傷害一時金払入院給付金	ケガで入院または通院し、治療日数 <sup>*1</sup> の合計が5日以上となった場合に、傷害の部位・症状に応じて定めた保険金をお支払いします。

\*1 事故の日からその日を含め180日以内の入院や通院に限ります。また通院した日数には、医師等による往診日数を含みます。治療日数の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。

### 傷害一時金とは…

- 事故の発生日から180日以内に、1日以上の通院・入院(治療)をした場合に一時金をお支払いする補償です。
- 1日以上4日以内の通院・入院をした際は治療給付金を、5日以上の通院・入院をした際は部位と症状に応じて入通院給付金をお支払いします。



「治療給付金」(一律)と  
「入通院給付金」(部位や  
症状に応じて定めた保険金)は  
重複してお支払い  
できません!



### 天災危険補償特約

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをした場合にも保険金をお支払いします。

## 賠償責任に関する補償

- 国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)<sup>\*1</sup>を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。  
例 ●自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。 ●買い物中、誤って商品を壊してしまった。 ●レンタルしたスキー用品を誤って壊してしまった。 ●他人から借りた旅行カバンを盗まれた。
- 何歳でもご加入いただけます。
- 国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

\*1 携帯電話(スマートフォン含)、ノート型パソコン(タブレット型端末含)、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

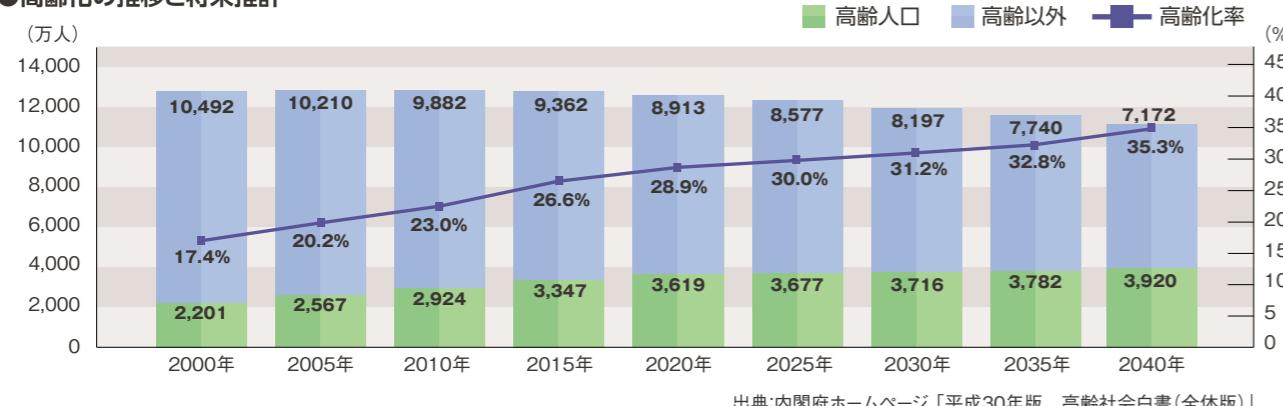


# ご存知ですか？ 最近の「介護」事情。

## 高齢者人口に加え、要介護人口も増加傾向に

- 2035年頃には 約3人に1人が65歳以上 になるという推測データがあります。
- 現在、65歳以上の 約5人に1人は要介護・要支援 と認定されています。

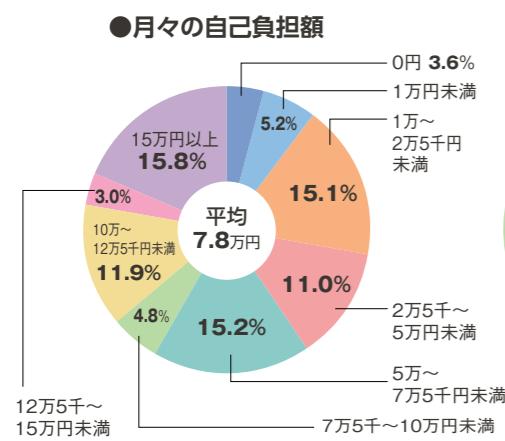
### ●高齢化の推移と将来推計



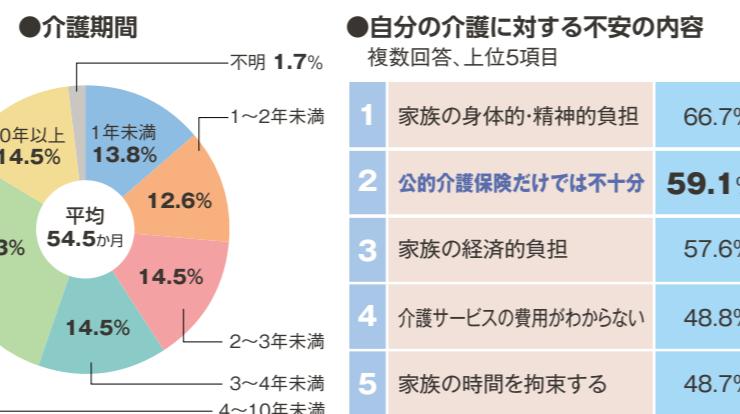
## 介護費用と介護期間の現状

- 介護に関する毎月の負担額は 約7.8万円 です。
- 介護期間は 全体の約60%が3年以上。平均54.5か月 という調査結果がでています。
- 公的介護保険だけでは不十分と感じている人は、 全体の約60%。

※公的介護保険制度についてはP.4をご覧ください。



【出典】(公財)生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査<速報版>」



【出典】(公財)生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」

高齢になると、ケガをした場合、回復までに時間がかかり、寝たきりや認知症等の可能性も高まります。  
もし要介護や認知症状態になった場合には、一時的な自己負担額に加え、月々の負担額が必要です。

そこで

お客様とご家族様の「もしも」に備えた  
あんしんサポートプランをご用意しました!

## 参考資料

### ■「公的介護保険制度」とは

#### 【公的介護保険制度の概要】

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

### ■公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

被保険者	65歳以上	40歳以上64歳以下*	39歳以下
	第1号被保険者	第2号被保険者	被保険者ではない
受給要件	原因を問わず以下の状態となったとき ●要介護状態(寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ●要支援状態(日常生活に支援が必要な状態)	要介護、要支援状態が、末期がん、関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾患)による場合に限定	対象外

\* 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

### ■公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像	
非該当(自立)	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。	軽度
要支援	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。	1
	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。	2
要介護	要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。	1
	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。	2
要介護	要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。	3
	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。	4
	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。	5

重度

# 補償プランと保険料

(年金払介護補償、傷害補償、個人賠償責任補償の中からそれぞれ1タイプご選択いただけます。  
下表のタイプ以外の条件では、ご加入いただけませんのでご了承ください。)

## 年金払介護補償

【保険期間:1年、てん補期間\*1:10年(10回目の保険金支払基準日まで)】

ご加入タイプ	A1		A2		
	男性	女性	男性	女性	
保険金額 (年額)	60万円		30万円		
月払保険料 年齢*2	40~44歳	70円	60円	40円	30円
	45~49歳	90円	80円	50円	40円
	50~54歳	140円	120円	70円	60円
	55~59歳	230円	200円	110円	100円
	60~64歳	410円	380円	210円	190円
	65~69歳	960円	1,180円	480円	590円
	70~74歳	1,580円	2,340円	790円	1,170円
	75~79歳	3,410円	5,170円	1,700円	2,580円
	80~84歳(更新のみ)	6,830円	10,700円	3,410円	5,350円

\*保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢\*2や性別によって異なります。また、更新時の年齢\*2によって、保険料区分が変わる場合には保険料が異なることがありますのでご確認ください。

\*法令により、お客様によっては、年金払介護補償にご加入いただけない場合や加入できる保険金額・給付金額が制限される場合があります。

\*年金払介護補償特約を解除し、保険金のお支払い方法を一時金払に変更することはできません。

\*1 年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日まで)をいいます。

\*2 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。中途加入された場合でも、団体契約の始期日時点(2022年5月1日)での年齢となり、中途加入日時点の年齢ではありませんので、ご注意ください。

## 傷害補償

【保険期間:1年(天災危険補償特約がセットされています)】

補償内容	ご加入タイプ	
	B1	B2
死亡・後遺障害	250万円	300万円
傷害時金 入通院	1日以上 (治療給付金)	(一律) 1万円
	5日以上*3 (入通院給付金)	3~30万円
月払保険料	1,630円	2,430円

\*治療給付金と入通院給付金は重複して支払われません。

\*3 入通院給付金のお支払い額は、傷害の部位・程度により異なります。詳細は後記の「補償の概要等」をご確認ください。

## 個人賠償責任補償[家族型]

【保険期間:1年】

補償内容	ご加入タイプ	
	C1	
個人賠償責任	国内無制限・国外1億円	
月払保険料	230円*4	

\*個人賠償責任補償のみでのご加入はできませんのでご注意ください。

▶個人賠償責任補償は、ご本人の保険でご家族も対象になります。(P.6ご参照)。

▶また、複数の保険にご加入すると補償が重複することになります。

\*4 更新を迎えるご加入者様については、保険料が改定となります。

年金払介護  
補償

傷害補償

個人賠償責任  
補償

月払保険料合計

円

円

円

円

## ご加入方法等について

### 保険期間

2022年5月1日午後4時から2023年5月1日午後4時までの1年間\*1

\*1 保険期間の中途でご加入いただく場合、補償期間は2022年5月以降は毎月1日午後4時から2023年5月1日午後4時までの期間となります。ご加入の申込締切日や、その他ご加入方法等の詳細は、取扱代理店までお問い合わせください。

■保険期間中のタイプ変更や被保険者追加は対応しておりません。各種変更は、別途新規契約として手続きさせていただきます。

■更新に関しては、原則として、加入の方から特段のお申し出\*2がない限り、毎年自動的に更新されます。(「自動更新」)

\*2 お申し出の期間は取扱代理店までお問い合わせください。

### ご加入方法

ご加入される方は、「加入依頼書」「意向チェックシート」「預金口座振替依頼書」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、取扱代理店へご提出ください。

### 保険料お支払方法

保険料は月払です。加入者の信用金庫預金口座から毎月26日(26日が土日祝日の場合は翌営業日)に振替えます。初回の口座振替は保険期間開始月の翌月26日となります。

■振替ができない場合は、原則、翌月に2回分の保険料の振替を行います。2か月連続で振替ができない場合には、この契約は以下の日付に遡って解除・免責となります。

①初回保険料より連続振替不能の場合………免責開始日は保険始期、解除日は連続振替不能となった月の月末

②2回目以降の保険料から連続振替不能の場合……免責開始日、解除日とも連続振替不能となった月の月末

ただし、所定の払込期日までに未払込保険料全額を払込みいただくことで契約を満期まで存続できる場合がございますので、取扱代理店までお問い合わせください。

## 「加入者」および保険の対象となる方(「被保険者」)について

### ■「加入者」および「被保険者本人」となる方

(1) 加入者：豊橋信用金庫の預金口座をお持ちのお客さま

(2) 被保険者本人：①加入者本人

②加入者の配偶者・お子様・ご両親・ご兄弟

③加入者の同居の親族

### ■保険の対象となる方の範囲

補償項目	被保険者本人*1	a.被保険者本人の配偶者 b.本人または配偶者の同居の親族と別居の未婚の子
傷害補償/年金払介護補償	○	×(ご本人が各々保険に加入する必要があります)
個人賠償責任補償	○	○(ご家族も補償の対象です)

\*保険の対象となる方の統柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

\*個人賠償責任において、ご本人\*1が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

\*年金払介護補償は、年齢(団体契約の始期日時点の年齢)が満40歳以上満79歳以下(更新契約の場合は更新時の被保険者年齢が満84歳以下)の方に限ります。

\*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

(1) 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります)。

①婚姻意思\*2を有すること

②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2) 親族:6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

(3) 未婚:これまでに婚姻歴がないことをいいます。

\*2 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

保険をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

# 団体総合生活保険 補償の概要等

保険期間:1年

※ご加入いただくプランによっては保険金のお支払いの対象となる場合があります。ご加入のプランの詳細については、「補償プランと保険料」表をご確認ください。

## 介護補償(年金払介護)

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となつた場合に、最初に要介護状態\*1となつたその日から毎年1回、その日を含めて最大10年間(10回)にわたり保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。保険金のお支払い対象となつない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態\*1の程度が重大となつた場合は、東京海上日動は、その影響がなかつたときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

\*1 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
●第1回年金払介護補償保険金 保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となつた場合 ▶年金払介護補償保険金額をお支払いします。	●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1 ●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分) ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ●無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態 ●麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ●アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ●先天性疾患によって生じた要介護状態 ●医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ●この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*3に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。 上記にかかわらず、保険の対象となる方がてん補期間*1中に死亡した後の保険金支払基準日*2においては、保険金をお支払いしません。	●第2回以後年金払介護補償保険金 既に第1回年金払介護補償保険金が支払われた場合で、てん補期間*1中の保険金支払基準日*2ごとに、保険の対象となる方が要介護状態*3に該当しているとき。 ▶年金払介護補償保険金額をお支払いします。 ※てん補期間*1中の保険金支払基準日*2時点で、公的介護保険制度に基づく要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間*1中の保険金支払基準日*2に、再度要介護状態*3に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間*1は1回目の保険金支払基準日*2から通算した期間となります。 (例:最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いをしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態*3に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。) 上記にかかわらず、保険の対象となる方がてん補期間*1中に死亡した後の保険金支払基準日*2においては、保険金をお支払いしません。
*1 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日*2まで)をいいます。 *2 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態*3に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。 *3 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。	*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態*4については、保険金のお支払い対象となります。 *3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいている場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。 *4 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。	

※保険期間の開始時以降に公的介護保険制度の改正が行われた場合には、その制度の改正の内容または程度等に応じ、この保険契約の保険期間の開始時点において有効な公的介護保険制度に基づく要介護3以上に相当すると認められる状態を要介護状態とみなします。

## 傷害補償

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ\*1をした場合に保険金をお支払いします。

\*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。

保険金のお支払い対象となつない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となつた場合は、東京海上日動はその影響がなかつたときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約 死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1回の事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
傷害補償基本特約 後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1回の事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
傷害一時金払治療給付金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院または通院し、その治療日数*2の合計が1日以上4日以内となつた場合 ▶1回の事故について治療給付金額を一時金としてお支払いします。	

傷害一時金払入院給付金		
ア	イ～エのいずれにも該当しない傷害	傷害一時金払入院給付金:1倍
イ	(1)手指・足指・歯を除く部位の骨折・脱臼・神経損傷・神経断裂 (2)上肢・下肢(手指・足指を除きます。)の腱・筋・靭帯の損傷・断裂	傷害一時金払入院給付金:3倍
ウ	(1)上肢・下肢(手指・足指を除きます。)の欠損・切断 (2)眼球の内出血・血腫・破裂	傷害一時金払入院給付金:5倍
エ	(1)脳挫傷・脳挫創等の脳損傷 (2)頭蓋内血腫(頭蓋内出血を含みます。) (3)頸頸損傷 (4)脊髄損傷 (5)胸腹部臓器等の破裂・損傷	傷害一時金払入院給付金:10倍

※傷害一時金払治療給付金と傷害一時金払入院給付金は重複して支払われません。  
※同一事故により被ったケガが、アからエまでの複数に該当する場合には、最も高い額のみお支払いします。

\*2 治療日数については以下のとおり取り扱います。

- ①病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に入院または通院した治療日数をいいます。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数に限ります。また、通院した治療日数には、医師等による往診日数を含みます。
- ②治療日数には、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「死んだ者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が、臓器の移植に関する法律の附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置である場合に限ります。
- ③治療日数には、被保険者が入院または通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位の骨折等\*3によりギブス等\*4を常時装着したときは、その装着日数を含みます。ただし、診断書に次のいずれかに該当する部位の骨折等\*3によりギブス等\*4の装着をした旨の医師の証明が記載されており、かつ、診療報酬

明細書にギブス等\*4の装着に関する記載がなされている場合に限ります。

- (i)長管骨\*5または脊柱
- (ii)長管骨\*5に接続する上肢または下肢の三大関節部分\*6
- (iii)肋骨または胸骨\*7
- (iv)頭骨または頸関節\*8

\*3 骨折等とは、骨折・脱臼・靭帯損傷等の傷害をいいます。

- (i)ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBフレース\*9および三内式シーネをいいます。

\*4 三内式シーネ等で上下顎を固定した場合に限ります。

\*5 三大関節部分とは、肩関節・肘関節・手関節・腕関節・膝関節および足関節をいいます。

\*6 体幹部を固定した場合に限ります。

\*7 下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。

## 賠償責任に関する補償

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	国内外において以下のようないしよにより、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合 ▶事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内外での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物	・契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、ひび割れ、虫食い ・受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、单なる外観上の損傷や汚損 ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・受託品の電気的または機械的事故 ・受託品の置き忘れまたは紛失*4 ・詐欺または横領 ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 等

\*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導\*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。

\*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。

\*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。

\*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

\*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

## 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明) 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

### ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。  
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

#### ◆マークのご説明

#### 契約概要 保険商品の内容を ご理解いただくための事項

#### 注意 喚起情報 ご加入に際してお客様にとって不利益になる 事項等、特にご注意いただきたい事項

### I ご加入前におけるご確認事項

#### 1.商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。ご契約となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

#### 2.基本となる補償および主な特約の概要

基本となる補償の「保険金をお支払いする主な場合」、「保険金をお支払いしない主な場合」や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

#### 3.補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約<sup>\*1</sup>を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください<sup>\*2</sup>。

##### ●個人賠償責任補償特約

\*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

\*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

#### 4.保険金額等の設定

この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。すべての補償において、保険期間の中途中でご加入者からの申し出による保険金額の増額等はできません。

#### 5.保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払い対象となるない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

#### 6.保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1)保険料の決定の仕組み  
保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2)保険料の払込方法  
払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3)保険料の一括払込みが必要な場合について  
(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合  
②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合  
③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合

④ご加入者の加入部分<sup>\*1</sup>に相当する保険料が、集金日の属する月の翌

#### 月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。  
ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分<sup>\*1</sup>について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分<sup>\*1</sup>を解除することがありますのでご注意ください。

※介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たにご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「II-1告知義務」をご確認ください。

\*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります)。

#### 7.満期返りい金・契約者配当金

この保険には満期返りい金・契約者配当金はありません。

### II ご加入時におけるご注意事項

#### 1.告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「III-1通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

#### [告知事項・通知事項一覧] ★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

項目名	基本補償・特約	傷害補償	介護補償	個人賠償責任
生年月日	-	★	-	
性別	-	★ <sup>*1</sup>	-	
職業・職務 <sup>*2</sup>	☆	-	-	
健康状態告知 <sup>*3</sup>	-	★	-	

※すべての補償について「他の保険契約等<sup>\*4</sup>」を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。

\*1 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。

\*2 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

\*3 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

\*4 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

#### [介護補償の「告知」(健康状態告知書)]

##### ①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出して相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去のご病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもらご回答ください。

なお、介護補償にご加入される場合は介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者<sup>\*5</sup>、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

\*5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります)。

##### a.婚姻意思<sup>\*6</sup>を有すること

##### b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

\*6 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

##### ②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合にはお引受けできないことがあります。

##### ③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載しております。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日<sup>\*7</sup>から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することができます<sup>\*8</sup>。

●責任開始日<sup>\*7</sup>から1年を経過しても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することができます。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません<sup>\*9</sup>(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることができます)。

\*7 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

\*8 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することができます。

\*9 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

##### 〈前記以外で、保険金をお支払いできない場合〉

前記のご加入を解除せていた場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。(例)「現在の医療水準では治癒が困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

##### ④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

#### 2.クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

#### 3.保険金受取人

##### [傷害補償]

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

#### 4.現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をすること前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料について、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

### III ご加入後におけるご注意事項

#### 1.通知義務等

##### [通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする保険ごとに異なり、お引受けする保険によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする保険ごとの通知事項は、「II-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

##### [その他ご連絡いただきたい事項]

##### ●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

##### [ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行な際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時まで保険を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいたから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

#### 2.解約されるとき

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求<sup>\*1</sup>することができます。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間<sup>\*2</sup>に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

\*1 解約日以降に請求することができます。

\*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

#### 3.保険の対象となる方からのお申出による解約

その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

#### 4.満期を迎えるとき

##### [保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

##### [更新後契約の保険料]

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

##### [更新後契約の補償内容を拡充する場合]

介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額の高いタイプへの変更等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することができます。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

##### [保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

##### [更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

##### [ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

## IV その他ご留意いただきたいこと

### 1.個人情報の取扱い

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行なっています。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること

- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ([www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp))および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故

招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

### 2.ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

### 3.保険会社破綻時の取扱い

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
介護補償	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

### 4.その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行なっています。したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- 団体総合生活保険は預金等ではなく、預金保険のお支払いの対象とはなりません。
- この保険商品に関するお客様とのお取引が、保険以外の他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 預金口座の解約等を行った場合には、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

### 5.事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに(介護補償については遅滞なく)《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
  - 印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
  - 東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります)
  - 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
  - 高額療養費制度による給付額が確認できる書類
  - 附加給付の支給額が確認できる書類
  - 東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類(介護補償(年金払介護)においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。)

- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者\*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいます。

\*1 法律上の配偶者に限ります。

- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。

- ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしませんが、保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。

・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的な事例は以下のとおりです。

- 1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
- 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
- 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合

本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。

1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動ホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。インターネット等によりお手続きをされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

### 東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

### 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間:平日午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

### 東京海上日動安心110番(事故受付センター)

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心110番」へ

0120-720-110

受付時間:24時間365日

東京海上日動のホームページのご案内 ▶ [www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp)

### 改定のご案内(更新を迎えるご加入者様向け)

現在ご加入いただいているあんしんサポートプラン(団体総合生活保険)について、2021年10月1日以降始期契約より以下のとおり改定させていただきます。

### 補償固有の改定内容

補 償	改 定 項 目	概 要
賠償・財産・費用に 関する補償	個人賠償責任補償特約の 保険料の改定	直近の保険金のお支払状況等を踏まえて、個人賠償責任補償特約の保険料を改定します。

# ご加入者向けサービス

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!  
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

## メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

### ■緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

### ■医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

### ■がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

### ■転院・患者移送手配\*

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

#### ●受付時間\*2

24時間365日

0120-708-110

\*1 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。 \*2 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

## デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

### ■法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

ホームページアドレス

[www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html)

\*弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

#### ●受付時間(いずれも土日祝日・年末年始を除く)

■暮らしの情報提供 午前10時～午後4時 ■税務相談 午後 2時～午後4時

■法律相談 ■社会保険に関する相談 午前10時～午後6時

0120-285-110

## 介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件をご利用いただける各種サービスをご紹介します。

### ■電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*1」をご利用いただくこともできます。

### ■各種サービス優待紹介\*

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「パリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件をご利用いただける事業者をご紹介します。\*3

\*お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

#### ●受付時間(いずれも土日祝日・年末年始を除く)

■電話介護相談 ■各種サービス優待紹介 午前9時～午後5時

0120-428-834

\*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

\*2 本サービスは、サービス対象者([ご注意ください]をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

\*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

## 認知症アシスト

自動セット 対象となる補償:介護補償(年金払介護)にご加入いただいた場合

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

### ■脳機能向上トレーニング

(株)NeUが提供する脳機能向上トレーニング(「脳を鍛えるトレーニング」)をご利用いただけます。監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。本トレーニングは、記憶力や注意力など脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング「脳を鍛えるトレーニング」  
ホームページアドレス <https://tmnf-brain-training.jp>



左記二次元バーコードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただけます。



監修:川島隆太氏

※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。  
※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。  
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットなどのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

### ■「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の会\*1」をご紹介します。\*2

\*1 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。

\*2 年会費については、お客様にご負担いただけます。

### ■脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス『のうKNOW』をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間(約15分)で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。

※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

#### ●受付時間(いずれも土日祝日・年末年始を除く)

■緊急連絡ステッカー ■認知症の人と家族の会紹介 午前9時～午後5時

■脳の健康度チェック 午前9時～午後5時

■認知症介護電話相談 午前9時～午後5時

### ■検索支援サービス

#### 緊急連絡ステッカー

「緊急連絡ステッカー」をご希望に応じてお送りします\*3。行方不明となった認知症の方を発見した方が持ち物に貼付された「緊急連絡ステッカー」に記載のフリーダイヤルに連絡してIDを入力すると、連絡先等の個人情報を公開せずにご家族等と通話することができます。

\*3 ステッカーのお申込みは、保険の対象となる方が医師から認知症の診断を受けている場合に、初年度契約からの連続した保険期間中またはてん補期間中を通じて1回に限ります。ステッカーはフリーダイヤルにて受け付けた日の翌月末頃発送します。

\*4 ステッカーの有効期限は登録から3年2ヶ月です。有効期限後もステッカーをご利用される場合は、(一社)セーフティネットリンクージへご入会いただき、会費等のお支払いが必要となります。

#### 検索協力支援アプリ『みまもりあいアプリ』

『みまもりあいアプリ』は(一社)セーフティネットリンクージが取り組む「みまもりあいプロジェクト\*4」の支援ツールです。ご家族や介護ヘルパー等、認知症の方の行方不明時にご協力いただける方にあらかじめ本アプリをダウンロードしていただくことで、行方不明時に、「検索依頼」と「行方不明の方の情報や顔写真」を一斉送信することができます。配信情報は、アプリ内の発見ボタンを押すことで協力者に発見・御礼通知を配信するとともに消去されます。

\*4 「緊急連絡ステッカー」と「検索協力支援アプリ」を使って、外出時の万一小児の行方不明時に、地域で助け合える協力者を増やし、見守り合える街を育てる活動です。

Android iPhone



この日の日でもみまもりあえる街。



平仮名「みまもりあい」で検索、または上記二次元バーコードでアプリを取得しご利用ください。

#### ■認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*5」をご利用いただくことも可能です。

\*5 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

0120-775-677

0120-002-531

0120-801-276

(各サービス共通)

・ご相談のご利用は、保険期間中(認知症介護電話相談については、てん補期間中も含みます。)にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。

・ご相談の対象は、ご親類やご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者\*1・ご親族\*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。

・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

\*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。

\*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

ご注意  
ください

告知の大切さに関する  
ご案内

# 告知の大切さについて、 ご説明させてください。

介護補償に新たにご加入される場合、また、更新にあたり補償内容をアップされる場合には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

※介護補償に(追加)加入される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。なお、告知内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

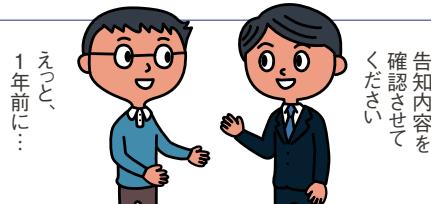
**告知書は保険の対象となる方ご自身がありのままにご記入ください。<sup>\*1</sup>**

**告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。**

\*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

**過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。**

**お申込み後、保険金請求時等に、  
告知内容についてご確認させていただく場合  
があります。**



**告知いただく内容例<sup>\*2</sup>は次のとおりです。**

- ① 入院または手術の有無(予定を含みます)
- ② 告知書記載の特定の疾病に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます)の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける異常指摘の有無 等

\*2 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。

詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースもすべて告知が必要です。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の疾病について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。

**ご注意ください**

**告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。**

よろしくお願ひいたします。/

- 新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書記載の注意喚起情報をご確認ください。
- 告知すべき内容を後日思い出された場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 介護補償については、支払責任の開始する日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいた場合であっても、保険金お支払いの対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した入院等については、保険金お支払いの対象となります。



この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

《お問い合わせ先(取扱代理店)》

豊橋信用金庫

豊橋代弁

〒440-0895 愛知県豊橋市花園町 95-1  
0532-54-4651

《引受保険会社》

東京海上日動火災保険株式会社